

令和2年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

第2節 大気環境の保全、騒音・振動・悪臭対策

7. 騒音・振動概況

(6) 近隣騒音対策

(1) 事業目的

近隣騒音は種類、騒音レベル、発生頻度、音質等が種々雑多であり、50dB程度以下の騒音であっても苦情が発生することがあります。このため、一律的な法的規制になじまない場合も多く、騒音規制法により直接的な規制は行われていません。

一方で、騒音規制法においては、近隣騒音の内、深夜営業騒音や拡声機騒音については、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な措置を講ずることとしており、深夜の住環境の保全を目的として、地方自治体が条例等による規制・指導を行う必要があります。

(2) 取組状況

カラオケ等の深夜の飲食店営業については、「深夜騒音防止対策に係る指導指針」に基づいて、市町村及び保健所が音響機器の使用・音量の自粛など、深夜の住居環境を保全する上で必要な指導を行っています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379